

副本

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

1審原告 松田正 外186名

1審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成27年11月25日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 德



弁護士 山 内 喜 明



弁護士 中 室 祐



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 83 の 1	大飯発電所原子炉設置変更許可申請書 (1号, 2号, 3号 及び4号原子炉施設の変更) (抜粋)	写し	H14. 8. 21	1審被告	1審被告は、本件発電所において、設計基準事故象（原子炉冷却材喪失）を厳しい条件設定のもとで解析した結果が判断基準を満たしており、炉心の著しい損傷に至らないことを確認していること
乙 83 の 2	大飯発電所の原子炉設置変更許可申請書 (1号, 2号, 3号 及び4号原子炉施設の変更) の一部補正 (抜粋)	写し	H15. 3. 19	1審被告	なお、乙 83 号証の 1 における申請内容を、乙 83 号証の 2 で一部補正している。
乙 84	大飯 3号炉及び4号炉 重大事故等対策の有効性評価 (抜粋)	写し	H27. 6. 29	1審被告	1審被告は、本件発電所において、炉心の著しい損傷に至る可能性がある事象 (ECCS 注水機能喪失) を想定しても、設計基準事故を超える厳しい条件設定のもとで解析した結果が評価項目を満たしており、炉心の著しい損傷に至らないことを確認していること、 溶融炉心・コンクリート相互作用に伴う水素発生量等に関して厳しい条件を置いて解析を行っており、その結果、原子炉容器下部の破損後に、溶融炉心・コンクリート相互作用に伴い反応するジルコニウム量が約 6%となることを確認していること、及び この条件の場合でも、水素濃度低減対策により本件発電所において水素爆発（爆轟）の発生が防止できることを確認していること

乙 85	関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（案）に対するご意見への考え方（抜粋）	写し	H27. 2	原子力規制委員会	水蒸気爆発に関する大規模実験等を踏まえると、実機において、水蒸気爆発の発生の可能性が極めて低いこと、及び 炉心の著しい損傷後、原子炉容器下部の破損までに想定するジルコニウム反応量を75%として評価すること 자체が保守的な条件であること
乙 86	高浜 3 号炉及び 4 号炉 重大事故等対策の有効性評価（抜粋）	写し	H26. 9. 16	1 審被告	1 審被告は、高浜 3, 4 号機において、溶融炉心・コンクリート相互作用に伴う水素発生量等に関して厳しい条件を置いて解析を行っており、その結果、原子炉容器下部の破損後に、溶融炉心・コンクリート相互作用に伴い反応するジルコニウム量が約 6%となることを確認していること